

## 令和4年度 第1回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和4年4月11日（月）午後3時30分から

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 9名

1番 柳 生 利 幸 君	1番 飯 塚 尚 志 君
2番 藤 平 清 子 君	2番 糸 賀 稔 君
3番 吉 田 和 嗣 君	
4番 本 間 保 君	4番 山 崎 翔 子 君
5番 吉 田 修 夫 君	5番 吉 田 浩 君
6番 大 塚 芳 夫 君	6番 吉 田 一 男 君
7番 島 田 辰 男 君	7番 諏 訪 原 昌 子 君
8番 小 松 崎 秀 昭 君	8番 野 口 勝 弘 君
9番 中 島 悟 君	9番 秋 葉 政 男 君
10番 横 張 清 彦 君	10番 小 見 川 清 君

4. 欠席委員：農地利用最適化推進委員 3番 細田展之 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第5号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第6号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第7号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用再配分計画の決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 浅野 裕治 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 小松崎一拓 君

7. 会議の概要

午後3時30分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席農業委員は10名、出席推進委員9名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、1番柳生利幸委員・2番藤平清子委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第5号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第5号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について を議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について  
今回は、3件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番について説明いたします。

申請地は、舟島ふれあいセンターから東北東へ約600m、舟島小学校から南東へ約750mに位置し、農振農用地区域内の農地であります。作付予定作物は露地野菜です。譲受人が耕作中の農地に隣接していることから、利便性の向上を含め経営規模拡大を図るものであります。

整理番号2番について説明いたします。

申請地は、中央公民館から南東へ約300mに位置し、農振農用地区域内の農地であります。作付予定作物はブルーベリー、ぶどうです。譲受人は、本件と併せて利用権設定により5反要件を満たすものとなります。

整理番号3番について説明いたします。

申請地は、イーグルポイントゴルフクラブのクラブハウスから南東へ約1.3km、牛久大仏から南西へ約1.3kmに位置し、農振農用地区域内の農地であります。譲受人は、申請地に大きな農業用ハウスを設置して新たな作物を展開していきたいと話していました。

以上の3件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当する項目を、申請書類及び添付資料等にて確認しました。整理番号2番の5反要件につきましては、利用権設定が決定される前提となりますが、他、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を1番柳生利幸委員、整理番号2番を4番本間保委員、3番を3番吉田和嗣委員お願いいたします。

1番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、いずれも耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、周辺農地への影響も見受けられませんでした。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

4番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、周辺農地への影響も見受けられませんでした。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

3番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、周辺農地への影響も見受けられませんでした。譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

**<議案第6号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>**

議長： 続いて、議案第6号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について を議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第6号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、3件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番について説明いたします。

申請地は学校給食センターから西へ約450mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造2階建て建築面積は100.20㎡。造成計画は現状のまま利用し、周囲は道路に接しない箇所へ土留め工事（コンクリートブロック3段積み）を行い、用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内に雨水桝を設置し側溝へ放流。汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。資金調達は、住宅ローンと一部自己資金により賄い、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であります。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地には含まれておりません。

次に整理番号2番について説明いたします。

申請地は、阿見町役場から南南東へ約5kmに位置しており、農振農用地区域内にある農地であります。事業計画は、圏央道4車線化工事に伴う工事用道路として設置するもので、周辺農地への影響に細心の注意を払い施工することとあります。

表土を剥ぎ取り（30cm）、土木シートを敷き、路体盛土し敷砂利（20cm）。仮排水路を設け、また、隣接農地との境界には畦畔を設置します。

なお、事業完了後は現状復旧のうえ、土地所有者の立会確認を実施する予定で、関係法令との協議も終了しております。不許可の例外項目ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合に該当します。事業完了後には現況に復元することを条件に差し支えない旨の町意見書をいただいております。

次に整理番号3番について説明いたします。

申請地は新山交差点から南東へ約50mに位置しており、周囲は周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地にも該当しないので第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

借受人は、〇〇市内に北関東支店を置き、調剤薬局の経営を主に事業展開しております。計画内容は、隣接する診療所と共用の駐車場として58台分を新たに設置します。造成計画については、砕石敷き均し。周囲には土留め工事を行い、一部フェンスを設けます。雨水は自然流下とし、資金は自己資金により賄います。

また、本案件は追認となりますので、顛末書が添付されております。

以上3件につきまして、建築を伴う案件につきましては、県南県民センター建築指導課との調整の上、内容が確認された場合にあっては、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を2番藤平清子委員、整理番号2番を3番吉田和嗣委員、整理番号3番を7番島田辰男委員お願いいたします。

2 番： 整理番号 1 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、耕作中の農地で、管理は適正に行われています。また、隣接境界や土地利用計画内容についても問題なく、周辺農地への影響も見受けられませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

3 番： 整理番号 2 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界は問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

7 番： 整理番号 3 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、既に砂利敷で駐車場と化していました。それに伴う書類を提出ということですので、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局： 整理番号 3 番の補足ですが、賃借期間は 20 年です。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

#### <議案第 7 号 現況確認証明の発行について(非農地証明)>

議長： 続いて、議案第 7 号 現況確認証明の発行について(非農地証明)を議題といたします。

事務局： 議案第 7 号 現況確認証明の発行について(非農地証明)

今回は、3 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番について説明いたします。

願出地は、阿見消防署から南南東へ約 500m に位置し、国土地理院の航空写真からも、非農地になってから 20 年以上経過していることが確認できます。また違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。

こちらの案件は、2 ヶ月前に非農地証明が出ましたが、分筆前でしたので、分筆してからと指導し、今回の申請となりました。

次に整理番号 2 番について説明いたします。

願出地は、圏央道阿見東 IC 出入口交差点から西北西へ約 320m に位置し、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地であって、農業的利用を図るための条件整備、基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等が計画されていない土地であります。

次の整理番号 3 番につきましては、位置関係はほぼ同じ、道路を挟み反対側です。現地調査の立会に願出人の父が同席し、「土地の形が悪く、狭小で機械が入れず耕作できない」「高速道路の出入口から近いから問題ない」などの話を受けましたが、非農地証明の範囲①から④に該当する項目が見当たりません。

①農地調整法改正法施行(S21.11.22)前のS21.11.21以前から法第2条に定める農地でない

②天災等の自然災害により非農地になったもので農地に復元が困難なもの

③耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地

④非農地になってから20年以上経過し、違反転用に対して是正指導中ではない土地  
非農地証明の範囲の①から④に該当しないと発行ができません。

本来であれば、手引きのとおり処理、証明願を願出人に返還するとともに許可申請、是正指導等必要な指導を行うところですが、皆様のご意見を伺った上で対応したいと考えます。

是正内容として、地目変更したいとのことなので、該当地目に当てはめ、4条許可転用、または農地法施行規則第29条1号、耕作の事業を行うものがその農地をそのものの耕作の事実に供する他の農地の保全もしくは利用の増進のためということであれば、制限除外の届出による手続きがあります。願出人には、制限除外の届出の方向で、町の残土条例も確認しながら指導していきたいと思えます。

簡単ですが、以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を4番本間保委員、整理番号2番、3番を3番吉田和嗣委員お願ひいたします。

4番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、願出地は、農業機械等を入れることによって、耕作が可能となる土地ではないため、今回の非農地証明の発行は、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

3番： 整理番号2番について報告します。現地確認の結果、願出地は、ため池であり竹がしげっていて、耕作が可能となる土地ではないため、今回の非農地証明の発行は、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

次に整理番号3番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明のとおりです。願出地の非農地証明の発行は、妥当ではないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番： 整理番号3番ですが、高速道路の出入口から近いという話がでていましたが、その件はどうでしょうか

事務局： 高速道路の出入口の一般道から交差するところを起点にして300m以内であれば第三種農地として扱えます。本申請地は、少し外側になります。第三種農地であれば転用が可能ですが、周囲は農振農用地が広がっており、第二種または第一種に該当してきますので、制限除外にあてはまるものとして使う内容で進めるのが良いと思えます。

議 長： 他に、質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第7号 現況確認証明の発行について採決をいたします。

整理番号1番2番については発行、整理番号3番については、願出人と事務局で協議とします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって整理番号1番2番について現況確認証明を発行することを決定いたします。

#### <議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長： 続いて、議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について を議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について  
整理番号1番から11番、地目は田で11筆、13,707㎡、地目は畑7筆、15,300㎡、  
面積合計29,007㎡、貸し手9名、借り手9名、賃貸借8件、使用貸借3件、新規設定  
8件、再設定3件です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決  
をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

**<議案第9号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について>**

議長： 続いて、議案第9号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及  
び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定につ  
いて を議題といたします。

事務局説明をお願いします。  
事務局： 議案第9号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中  
間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について  
農地中間管理事業の一括方式による契約となります。

整理番号1番2番、地目は田、2筆3,034㎡、貸し手2名、借り手2名、賃貸借1件、  
使用貸借1件です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第9号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及  
び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定につ  
いて採決いたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり決定いたします。

**<報告事項>**

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告第1号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定  
について 住吉一丁目ほか8件の合計9件です。

報告第2号 制限除外の農地の移動届に対する決定について 大字福田地内1件で  
す。

報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用再配分  
計画の決定について 大字追原地内1件です。

阿見町農業委員会事務局処理規程第6条に基づき専決処分したので報告させていた  
だきます。

議長： 以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お  
願いします。

<その他>

事務局： その他（事務連絡）

①今後の予定 5月11日（水）農業会議による研修会 詳細は後日

②現地調査及び総会の予定

5月現地調査 5月10日（火）当番委員 3番 吉田和嗣委員

当番委員 4番 本間 保委員

5月定例総会 5月11日（水）午後3時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時30分 閉会

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印